

出店における留意事項

- 出店申込について
 - ・観光協会会費未納の方は早急にご入金ください。
 - ・出店申込書の電気使用内訳欄の未記入者は使用機器の明細が不明ですので 1.5KW 使用として取り扱います。
※電気の追加使用料は 2,000 円徴収します。
- 出店留意事項
 - ・販売品目の調整については 1 品目について 2 店舗までの販売は認め、3 店舗目は認めない。同一商品として販売を認めないか、新規商品として販売を認めるかは物産部会で協議して決めます。
***城陽の販売店の販売品目は、その専売品目は優先的に選定します。**
 - ・出店料については納入期日までにご入金ください。ご入金いただけない事業所様は、出店を取り消したものとして取扱います
 - ・ごみの収集については、露店商と責任の所在を明確にするために、収集場所を分けます。
 - ・ごみ袋は部会で準備致します。
- 設営について
 - ・設営・撤去にお手伝いいただけない事業所様は、アルバイトを雇用するための費用として 1 回 10,000 円徴収いたします。**(半日 5,000 円)**
 - ・設営・撤去につきましては作業終了時まで帰らないようにお願い致します。
 - ・ベース位置の決め方については、第一希望～第三希望までお聞きし、会議への出席状況及び、装飾・設営参加状況を勘案して決めますが、ご希望に添えない場合もあります。
- スケジュールについて
 - ・設営前日にコミセン及び防災倉庫へのテント借り上げのお手伝いをお願い致します。
 - ・消防署・保健所からの指導がありますので必ず立ち会って下さい。
- 山城北保健所関連
 - ① 飲食物を販売される方は、京都府山城北保健所の食品衛生法施行等の営業許可証の発行が必ず必要ですのでご準備ください。
 - ② 保健所の指導により衛生面からみてテント内での下準備は絶対にしないで下さい。
 - ③ 販売品がパックの場合、必ず食品表示が必要となり、原材料・賞味期限・住所・責任者の記入されたシールを貼ることが義務付けられています。
 - ④ ペット等は、公園施設内に入園することは厳禁。(光のマーケットを含む)
- 宇治税務署関連
 - ① 酒税法第 9 条 酒類販売について期限付き酒類小売業免許の取扱法を遵守の事。
お酒・アルコール類の販売時には、開栓して商品をお渡しください。
(注意) 違反の場合は、全店の酒類販売の営業停止を指示されます。
- 京都府公安委員会関連
 - ① 飲酒運転根絶運動の推進を行ってください。

- 出店における遵守事項

- ① 出店には出店者が必ず店名を明示して下さい。又、販売用 POP 等についても各自でご準備ください。
- ② 販売価格は、通常の価格より安く、良心的な価格設定をお願いします。
- ③ ゴミは各自で分別し、顧客にもルールに従って頂くよう各人責任をもってご連絡下さい。
(注意) エコ推進の TWINKLE JOYO 2018 を実施しております。
- ④ 石の広場全体の総電気容量に余裕がありません。個人的な温風機等のご利用はお止めいただき、暖房については、灯油、ガス等をご使用ください。
- ⑤ 揚げ物やその他の飲食物で地面を汚す恐れがある場合は、必ず事前にシート・コンパネ等を敷いて防護して下さい。もし地面を汚したり焼け焦がした場合は、各店で責任を持って掃除し、復元・弁償して下さい。
- ⑥ 消防署からの指導により、火気を使用される店は、出店責任者の責任において消火器をご準備ください。
- ⑦ プロパンガスは基本的には各自でご用意（準備）して下さい。
但し「出店申込用紙」でお申込み頂いている出店者については、観光協会でまとめ取扱業者に注文させて頂きますが、使用料については各自でお支払下さい。
- ⑧ お酒・アルコール類の販売出店者は、特に飲酒運転の防止に努めて下さい。
「飲んだら乗るな」の飲酒注意のポスターを掲示し、販売時には必ず「今日は車ですか？運転しないで下さいね」と声かけを行って下さい。
- ⑨ 商品・器具・プロパンガスボンベ等は、盗難やいたずらの恐れがあります。毎日お持ち帰り下さい。
- ⑩ 危険物の持ち込みは一切禁止致します。
- ⑪ 営業物資搬入の準備：午後 5 時までに完了させて下さい。
- ⑫ 営業時間：午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分まで
- ⑬ 消灯時間厳守：午後 10 時までに車両を会場より退去させて下さい。
- ⑭ 天候条件による営業：風・雨・雪等でも顧客の来場がある限り 光のマーケットの営業を実施致します。
(注意) 中止の場合は、実行委員会にて決定し、各部会の部会長に連絡を入れます。
- ⑮ 延長時間について：実行委員会にて延长期日を決定する。
- ⑯ 駐車については奥から順番につめて駐車して下さい。又、営業終了後は午後 9：40 分にはいっせいに車を出して下さい。
- ⑰ 出店については、露店営業許可証のコピーを事務局に提出願います。

- 出店の準備・撤去について

出店者全員の参加を基準とし、都合のつかない場合は代理者の派遣を遵守する事をお願い致します。
(注意) 実施日は事前に物産委員会・事務局より期日指定の連絡をさせて頂きます。